

# 特別養護老人ホームくれない 短期入所生活介護 単位及び料金表

平成30年4月1日現在

## ①介護保険対象分

サービス基本料金(1日あたり)

介護度	基本単位	基本料金
要支援1	437	¥535
要支援2	543	¥659
要介護1	584	¥708
要介護2	652	¥787
要介護3	722	¥870
要介護4	790	¥950
要介護5	856	¥1,028

※基本料金には以下の加算を含み、介護負担割合が一割負担の金額で二割負担は二倍の額となります。

サービス提供体制強化加算	12
看護加算	4
短期生活処遇改善加算I	0.083
二級地加算	1.088

その他、状況によって1回ごとに下記の加算が必要となります。

	単位	料金
送迎加算	184	¥217
緊急短期入所受入加算	90	¥106

## ②介護保険対象外分

居住費と食費が必要となりますが、負担限度額認定によって以下の通り軽減されます。

負担限度額認定	1日あたりの居住費		負担限度額認定	食費	※食費の内訳
	個室	多床室		1日の上限額	
第1段階	¥320	¥0	第1段階	¥300	朝食 ¥320 昼食 ¥530 夕食 ¥530
第2段階	¥420	¥370	第2段階	¥390	
第3段階	¥820	¥370	第3段階	¥650	
第4段階	¥1,150	¥840	第4段階	¥1,380	

負担限度額認定は下記の基準により認定されます。

第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額(公的年金収入金額)+合計所得金額+非課税年金額 の合計額が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方。
第4段階	第1段階～第3段階以外の方(世帯課税)

※上記に加えて次の要件を満たしている必要があります。

(1)配偶者の所得の勘案

申請された被保険者と同一の世帯に属さない配偶者についても、市町村民税非課税であること。(世帯分離をしている場合や事実婚も含みます)

(2)預貯金等の勘案

預貯金等の資産が単身で1,000万円、夫婦合わせて2,000万円以下であること。なお、預貯金の範囲とは、預貯金(普通・定期)、有価証券(株式・国債・地方債・社債など)、金や銀などの購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、投資信託、タンス預金、負債(借入金・住宅ローンなど)で、負債については資産の合計額から控除する取り扱いとなります。